

令和2年（ワ）第32232号 国家賠償請求事件

原告 株式会社 Bot Express

被告 国

原告第四準備書面

令和4年6月6日

東京地方裁判所 民事第44部甲合議2A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝



同 加 藤 由 利 子



頭書事件について、原告は、本改正省令は法の委任の範囲を超えるものであり違法であることを中心に、以下のとおり、その主張を行う。

第1 本改正省令は法の委任の範囲を超えるものであることについて

1 本改正省令の委任の根拠法について

原告は、原告第三準備書面・第4（6頁以下）において、本改正省令の委任の根拠法は住民基本台帳法12条2項である旨を述べていたところ、被告は、被告準備書面(3)・第1・1・(1)において、これは住民基本台帳法12条2項ではなくデジタル手続法6条1項である旨を主張する。

確かにこの点については、本改正省令の委任の根拠法の形式面としては、被告が主張するとおりデジタル手続法6条1項であるといえよう。ただし、本改正省令が法の委任の範囲を超えるか否かを判断する実質的な局面においては個別の根拠法令の趣旨や仕組みに則する必要があるのであって（原告第三準備書面・第4・1・(1)（6頁以下）参照。後記2も参照）、本改正省令の委任の根拠法がデジタル手続法6条1項であるのか住民基本台帳法12条2項であるのかは、本質的な問

題ではないというのが原告としての理解である。

2 デジタル手続法 6 条 1 項がいうところの「主務省令」と個別の根拠法令の関係

- (1) デジタル手続法 6 条 1 項がいうところの「主務省令」については、当然のことながら、その委任の根拠法である同条項の委任の範囲を超えることはできない。そして、「主務省令」がデジタル手続法 6 条 1 項の委任の範囲を超えるか否かの判断にあたっては、申請等の手続を定める個別の根拠法令との解釈適合性が要求されるのであって、個別の根拠法令の解釈に適合しない「主務省令」については、少なくともそれが国民の利便性を阻害する文脈における不適合であれば、当該「主務省令」はデジタル手続法 6 条 1 項の委任の範囲を超えるものとなる。この解釈は、デジタル手続法が「情報通信技術の便益を享受できる社会」を実現することを目的とするものであり（1 条）、「手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること」を基本原則としていること（2 条 1 号）などからも、基礎付けられる。
- (2) 被告は、被告準備書面(3)において、「主務省令」の限界について、「デジタル手続法 6 条 1 項の委任を受けた主務省令は、それが当該申請等に係る各個別の根拠法令を所管する主務大臣において、当該所管法令との解釈適合性を始めとした種々の考慮要素を合理的に勘案した上で、その申請等に係る具体的方法を合目的的に策定したものであって、それが主務大臣において当該主務省令の制定権限に係る裁量権行使を逸脱したものといえる場合でない限り、同項の委任の範囲を超えるものではないというべきである。」（6 頁 23 行目ないし 7 頁 3 行目）と主張するところ、被告がいうところの「種々の考慮要素」が何を意味するのか判然としないところはあるが、大枠としては、原告の理解とも合致し

ている。

- (3) さらに踏み込んでいえば、デジタル手続法6条1項がいうところの「主務省令」として定められている「内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令」（同法18条）を網羅的に確認したところ、省令の一部において、デジタル手続法総務省施行規則4条2項ただし書きに相当する定めを用意していないもの（つまり、オンラインによる申請等において常に電子証明書を併せて送信することを求めているもの）は存在したが（たとえば、防衛省が定める「主務省令」である「防衛省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」4条2項参照）、当該「主務省令」の定めが個別の根拠法令の解釈に適合していないといえる場合においては、その限度で「主務省令」は法の趣旨に反するということになる（これを当該「主務省令」の制定が法の委任の範囲を超えenとして作為の問題とするのか、正しく「主務省令」を定めていないことをもって不作為の問題とするのかは捉え方によろうが、下記3(1)にて述べるとおり少なくとも本改正省令は前者の問題である。）。

3 本改正省令は法の委任の範囲を超えるものであること

- (1) 本改正省令の特徴として強調して指摘しておくべきことは、本件は「主務省令」においてそもそも電子証明書を併せて送信する方法以外の方法を用意していない局面ではなく（前述の防衛省の例を参照）、デジタル手続法総務省施行規則4条2項ただし書きが存在することを前提にした上で、本改正省令において当該定め[・]の適用を排除するとの構造になっていることである（“ただし書きのただし書き”との構造）。つまり、ここでは、不作為（権限の不行使）ではなく、本改正省令の制定という積極的な作為が問題となるのである。
- (2) 本改正省令が法の委任の範囲を超えるものであること（住民基本台帳法の解釈に適合しないこと）を根拠付ける事情は、これまで主張してきたとおりであるが、これを改めて書き出すと、下記のとおりのようになる。

記

- ①住民票の写しの交付請求において本人確認を行うための書類について、住基法及び関係法令は特段限定しておらず、かつ、いずれをもって本人確認書類とするかは市町村長の判断に委ねていること
 - ②住民票の写しの交付請求に関し、郵便による交付請求の制度が法律上の制度として明示的に定められており（住基法12条7項）、この局面における本人確認のための書類は写しの送付で足りるとされ、かつ、いかなる場合に本人確認として足りるかについては市町村長の判断に委ねられていること
 - ③本ガイドラインによっても、住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたっては、常に「マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）」によらなければならないといえるものではないこと
 - ④住民票の写しの交付請求をオンラインにて行うにあたって、市長村長の本人確認方法に係る自律的な判断を排斥して常に電子署名を要求する積極的な論拠は存在しないこと
- (3) 上記(2)（特に④）に関連して、被告は、被告準備書面(3)・第1・1・(4)・イ（7頁以下）において、オンラインによる住民票の写しの交付請求の「リスク」なるものを強調して主張するので、2点反論しておく。

第1に、被告がいうところの「リスク」なるものは、本件が住民票の写しの交付を請求する（つまり、物理的な紙の交付を求める）局面であることを看過しているものといわざるを得ない。換言すれば、住民基本台帳との関係でいえば、「転入届」や「転出届」をオンライン申請にて行う場合には、当該申請により住民基本台帳に係るデータそのものが書き換えられることになるため厳格な本人確認が求められることは首肯できなくはないが（本件訴訟において原告が言及している「デジタル試合における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」においてもこの文脈で検討がなされている。）、本件はこれとは全く異なる局面であって、被告がいうところの「リスク」なるものは何ら本件に則したものである。

第2に、原告が用意する本サービスは、訴状においても説明しているとおり、犯罪収益移転防止法が非対面の本人確認の方法として認める方法(具体的には、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条1項1号ホが規定する方法)に適合しているのでもあって、抽象的な「リスク」なるものを理由にして本サービスが排除される説得的な論拠は何ら見出すことはできない。換言すれば、本サービスが積極的に違法なものとして排除されることは、犯罪収益移転防止法と抵触することになる。この点に関し、別件訴訟において、裁判所から原告に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条1項1号ホの運用状況について資料を用意して欲しいとの釈明があり、これを受けて原告が作成した報告書があるので、本訴訟にも提出することとする(甲44)。甲44の報告書からも、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条1項1号ホが規定する本人確認の方法は一般的なものであり、「リスク」なるものを持ち出して排除するようなものではないことが分かる。

第2 別件訴訟に関して

別件訴訟(民事第51部に係属する行政事件訴訟法4条の定める公法上の当事者訴訟としての確認の訴えの土俵において、本サービスの適法性を争う訴訟)の審理状況について、原告が原告第三準備書面・第2(4頁以下)において説明した以降の経過は、次のとおりである。

令和4年3月24日に開かれた期日において被告(国)より反論がなされ、これに対し、同年5月19日に開かれた期日までに原告よりこれに対する反論等を行った。裁判所は、同日の期日において原告代表者の当事者尋問を採用し、同年6月28日に原告代表者の当事者尋問が行われる予定となっている(主尋問30分、反対尋問30分、補充尋問15分程度)。裁判所は原告に対し、この当事者尋問において、本サービスの具体的な仕組み・仕様について明らかになるように尋問されたいとの要請がなされている。

以 上